



建設発生土処理地 を公募します！

現在、建設発生土の最終処理地が市内にわずかしかなく、市外に搬出しており、処理費の高騰や搬出による環境影響が問題となっています。また、令和4年9月の台風15号では、災害発生土の置場確保に苦慮しました。

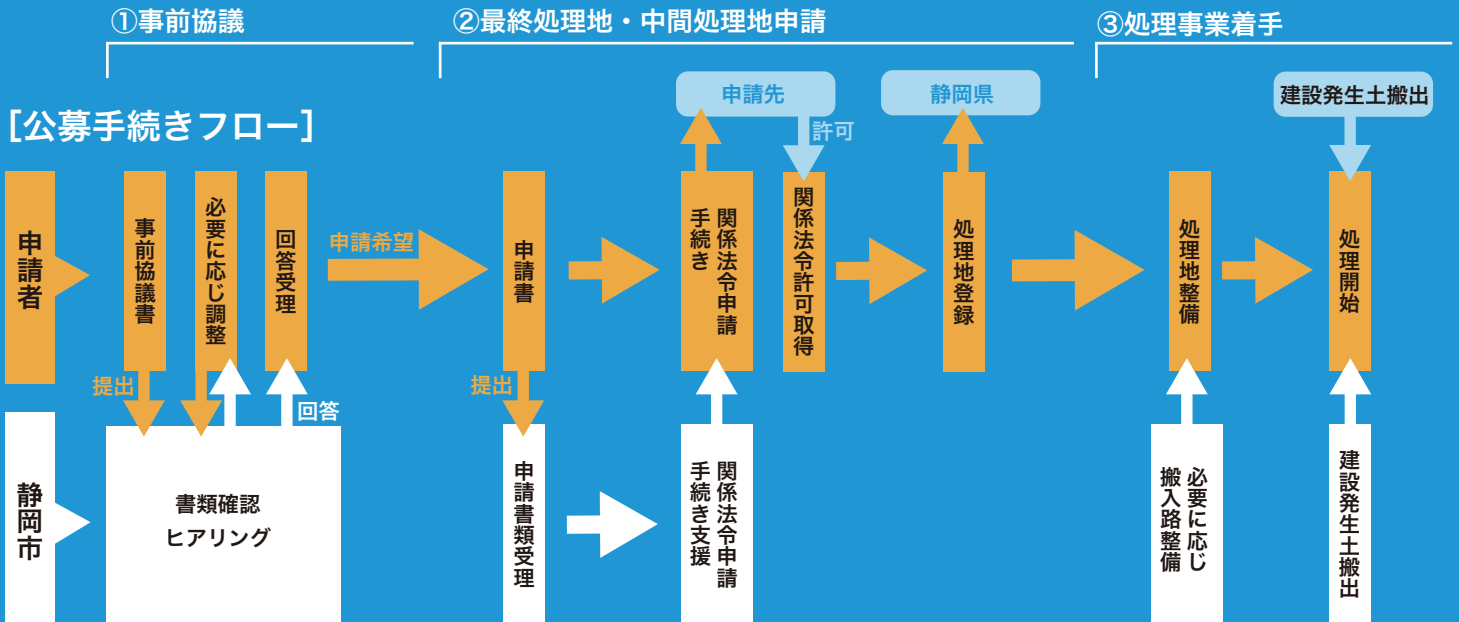
建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保してきましたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要と考えています。

静岡市では、民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めるため、民間事業者等を支援し、建設発生土の有効活用に取り組んでいきます。

ご検討段階でも一度ご相談ください。

静岡市が
民間事業者等
を支援！





◎目的

民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地（ストックヤード、土質改良プラント）の整備事業を円滑に進めることができるよう、静岡市が民間事業者等を支援し、建設発生土処理地の確保を目的とします。

◎申請者の要件

- (1) 建設発生土を処理することができる土地の所有者。
- (2) 土地の借地権を取得し、土地所有者から土地改変の同意を得ている者。
- (3) 処理地として決定した場合、(1)又は(2)が確実である者。

◎建設発生土処理地の条件

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、または、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 150,000 m³以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。 など

◎建設発生土中間処理地の条件

- (1) 静岡市内にある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している、又は、所有者が処理について同意した土地であること。
- (3) 建設発生土の処理において、関係法令等に関する許認可等の取得が可能な土地であること。
- (4) 概ね 10,000 m³以上の建設発生土の処理が可能な土地であること。 など

◎行政支援の内容

- (1) 関係法令等に関する手続き支援
- (2) 建設発生土処理による安全性照査の支援
- (3) 建設発生土処理地への搬入を円滑化させるための整備等（搬入路にあたる市道等の一部改良等）

処理地公募の手続等の詳しくは、こちらへ。

【お問い合わせ先】

静岡市 建設局 土木部 技術政策課
 建設発生土対策係（静岡庁舎本館4階）
 TEL：054-221-1607 FAX：054-221-1498



【施工前】



【施工イメージ】



【完成イメージ】



跡地利用として耕作地、工業用地として活用